

題字は渡辺崋山筆「游相日記」から文字を抽出して作成したため、清音の「たより」としました。

考古遺物からみた厚木の古代の秤

計量史学会会員 葉山茂英

はじめに

人間が社会生活を営むためには、多くの「取り決め」が必要である。その中の一つに度量衡がある。度量衡とは、長さ、容積、重さを指し、その計量器は、順に、ものさし、秤、秤である。本稿では、度量衡のうち、厚木市内で出土した古代（古墳時代から平安時代まで）の衡、すなわち秤について紹介する。

秤は、支配者側にとり、租税徴収、貨幣製造などで重要な役割を果たす。また一般庶民にとつても、取引などで分量を決める際に必要不可欠な機器である。

秤には天秤と棹秤があり、木製の棹と錘などからなる。木製の棹は土壌が酸性であるため、腐食して遺存することはまずない。すると考古遺物として出土するのは錘であり、錘から秤を検討することになる。

一般的に天秤は、左皿に計量物、右皿に天秤の錘である分銅を載せる。質量の違う分銅を組み合わせて棹を平衡にし、計量物と同量にする。その際分銅の合計値が計量物の重量となる。そのため天秤は複数の分銅が必要であり、分銅セットと呼ばれる。現在までの考古学的調査では、古代の分銅は確認されておらず、古代に天秤は存在しなかったものと考えられる。

対して棹秤は、計量物を皿に載せ、棹に吊るした錘を左右に動かして平衡とし、棹の目盛を読み取り計量する。梃子の原理に

より、棹秤の錘一個で、錘の何倍もの計量ができる。棹秤の錘の特色は、棹に吊るすために、錘の上部に紐通し孔を必要とすることである。古代の秤の錘は、この紐通し孔があることから棹秤である。可搬性や利便性に優れる棹秤は、原始・古代から昭和四十年代まで連続と使用され続けてきた。

1 古代の秤の錘

古代以降、経済活動や生産活動は盛んになり、秤は庶民の生活において重要な役割を担う。また国は中国の政治制度である律令制を取り入れ、大宝元年（七〇一）の大宝律令をもって完成する。その中には国家運営上必要な唐の度量衡も導入される。秤については、質量単位（銖・兩・斤）や進法などの計量制度が含まれる。

錘の材料は、銅、鉄、石、土（土師質・須恵質）であり、長く遺存する。そして古代の秤の錘は、中世に比べて数多く出土する。それは、住居が竪穴式住居と呼ばれる地表面を数十センチ掘りくぼめた形態であり、住居で使用していた生活用具や道具などが土に埋もれて残りやすいからである。次の中世になると平地式住居になり、錘を含めて考古遺物は残りにくくなる。

本稿では、最初に、厚木市内出土の確実な秤の錘の考古遺物を扱う。しかし、その事例は二例と少ない。そこで神奈川県内出土の古代の錘を概観した上で、厚木市内の出土例を紹介する。

次に、厚木市子ノ神遺跡出土の古墳時代前期の特異な形状の土製品が、棹秤の錘かその模倣品ではないかという筆者の考えを、仮説として提示する。

2 神奈川県内の錘

神奈川県内出土の古代の秤の錘は、厚木市二点（鉄製一、石製一）、伊勢原市二点（鉄製一、石製一）、海老名市二点（石製一）、茅ヶ崎市一点（鉄製一）、秦野市三点（鉄製一）、平塚市一点（鉄製一）、藤沢市一点（鉄製一）である。材質別には、鉄製錘が八点、石製錘が四点である。古代に属する銅製錘と土製錘は出土していない。

なお、鉄製錘の出土は関東地方に集中しており、中でも神奈川県は八点と他地域よりも多い。鉄製錘八点のうち、年代が同伴遺物から分かる事例は五点である。その年代は九世紀代が中心であり、他の三点は、土坑などからの出土で明確な時期は不明である。遺跡、遺構、覆土などの状況から、少し幅を持たせ、平安時代前半（九〜十世紀代）が、神奈川県内の鉄製錘の秤が使用されていた時期であろう（葉山二〇一九）。

石製錘は四点と少ない。海老名本郷遺跡（本郷遺跡調査団一九八八）出土の石製錘は、中国の鈕（印や鏡などのつまみ。多くは紐通し孔がある）を有する銅製錘に近似しており、注目される。

それでは、次に厚木市内出土の秤の錘を見てみる。

3 温高坪遺跡群出土の鉄製錘

本遺跡は恩曾川と玉川に挟まれた長谷丘陵に所在し、恩曾川に臨む一段低位の段丘面に位置する。発掘調査報告書（温高坪遺跡調査団一九九六）によれば、竪穴住居五九基が確認され、その時期は、古墳時代前期一基、古墳時代後期四六基、平安時代

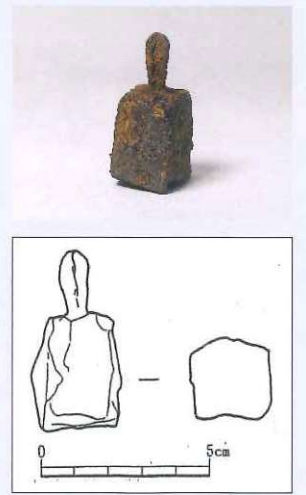


図1 温水高坪遺跡群出土の鉄製錘

考えてよい。

秤は、当時としては貴重品であったに相違なく、また公的に管理されていた可能性もある。それゆえ秤の錘の出土遺跡は国府や郡家などの公的機関やその周辺域の集落、大規模集落、交通の要衝の集落などであり、秤が特別な機器であったことを示している。

ところが、本遺跡は平安時代の住居は二基と少なく、集落とは考えられない。当時の政治や経済の中心域であった国府所在地と推定されている平塚市周辺域から遠く離れた恩曾川上流域から、貴重品と考えられる棹秤（鉄製錘）がなぜ出土したのか、その理由は不明であり、今後、検討を要する事例である。

4 峯ヶ谷戸遺跡出土の石製錘

本遺跡は相模川と中津川に挟まれた中津原台地の一段低位の段丘面に所在し、相模川に面する。上依知小学校建設に伴う事前発掘調査が行なわれており、調査報告書によれば、縄文時代から近世までの複合遺跡であるが、平安時代以外は目立つた遺構は少ない。平安時代の竪穴住居四七基、掘立柱建物三六棟などが検出された。調査された範囲は、小学校敷地面積の三分の一であり、さらに平安時代の遺構の広がり予想される（峯ヶ谷戸遺跡発掘調査団一九九五）。

筆者が棹秤の錘とする遺物は、調査報告書では「石製模造品」とし、本遺跡の竪穴住居で最も規模が大きい二六号住居址（五号前後の方形で深さ五五〜七〇センチ）の覆土下層から出土し、投棄されたものとする。

この住居址の時期は、九世紀の第IV四半期から十世紀初頭と推定されている。本遺跡は未調査域が三分の二存在することから、本住居址が最大規模とはいえない。しかし、調査域において最

大規模の住居址から出土したことから、本遺物との関連は高いものと思われ、本住居に所属した遺物と考えたい。

調査報告書では、本遺物は凝灰岩製で、寸法・重さは、高さ五・五センチ、底部幅四・八×二・五五センチ、上端部幅二・一×一・七五センチ、重さ七二・三グラムであるとし、「四角錘に近い、底面は平坦で隅丸方形上端部は二センチ内外の平坦面をもつ、四面に段状に六本沈線を巡らし、七段からなる階を形成、上側面に径〇・五センチの円孔を穿つ」とし、「仏教関連の遺物か、砥石の転用の可能性もある」とする。

このように、調査報告書では、本遺物に対して形状から仏塔として製作された石製模造品と判断したものと推量される。しかし崇拜対象である仏塔であるならば、上部に横

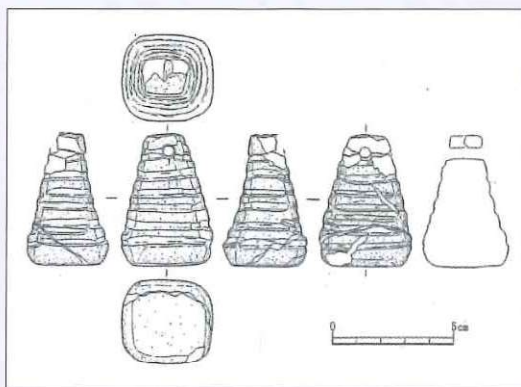


図2 峯ヶ谷戸遺跡出土の石製錘

穿孔があることは不可解である。また、「砥石の転用の可能性」も指摘するが、砥石として使用されたならば、研ぎ減りにより、均整のとれた有段の截頭四角錐の形状を呈することは難しい。未使用でも、砥石用に製作されたものであれば、有段には製作しない。

また、全国的にみても、石製錘は截頭四角錐が多い。それは重心が下部となり、棹に吊るして計量する際に安定（静止）しやすいからである。さらに実際に遺物を見ると、上端部に小さな欠損が

代二基であり、古墳時代後期を主体とする集落遺跡である。神奈川県は全国的に見ても鉄製錘が集中的に出土する地域であると述べたが、本遺跡から図1で示す一点が出土している。鉄製錘はF地区四号土坑（径一メートルのほぼ円形×最深部〇・八メートル）から検出され、調査報告書では「不明」の金属品とする。しかし神奈川県他の出土例から、棹秤の鉄製錘であることは確実である。鉄製品は錆びやすいが、本例は、神奈川県内で出土した鉄製錘の中でも遺存状態が最も良く、その原形がほぼ保たれている。その理由としては、出土した土坑が墳墓の可能性があり、布で包まれるか箱などに納められていたのではないかと推測される。

本鉄製錘は、最大長三・三センチ、最大幅二・四センチ、最大厚二・三センチ、つまみ一・九センチ、重さ九〇グラムである。形状は鉄製錘に一般的な直方体であり、針金を折り曲げて本体頂部に差し込んだ紐が付く。鉄製錘が使用された時期の質量単位は匁（一匁二・七五グラム・五匁玉一個の重さ）であり、九〇グラムは二四匁（九〇／三・七五グラム）である。神奈川県内でも一般的な棹秤の錘の質量であり、この点からも棹秤の錘と判断できる。

本遺物は土坑からの出土であり、共存遺物がないため時期を特定することは難しい。しかし、覆土の状況から奈良時代か平安時代に属するものである。さらに、神奈川県内出土の時期が判明している例から、本遺物は平安時代に属するものと

認められる。この欠損部が三〇五と推定すると、七五程度となり、二〇匆（七五/三、七五）の錘と考えられる。質量的にも棹秤の錘と判断して問題がない。

以上から、筆者は、本遺物は最初から石製錘として製作され、形状と質量から棹秤の錘であると考える。

それでは、本遺跡からなぜ秤の錘が出土したのであろうか。前述したように、秤の錘は、政治の中心域や交通の要衝の遺跡から出土する。そうすると、本遺跡は集落規模も大きく、相模川に沿った南北の道路と相模川を渡る渡河地点を通る西北の道路が交差する交通の要衝に沿う集落であったと推測する。『新編相模国風土記稿』（天保十二年（一八四一）完成）に、「愛甲郡上依智村」から対岸の「高座郡当麻村」（相模原市）間の渡船の記述がある。平安時代の渡河の方法は不明であるが、平安時代にも渡河地点であった可能性が考えられる。この点に関しては、民俗学や文献史学などの検証を必要とし、今後の課題として挙げるに留める。

5 子ノ神遺跡出土の錘状土製品

(1) 錘球と錘状土製品

厚木市戸室に子ノ神遺跡がある。小鮎川と恩曾川の間に展開する尼寺原台地の東縁に位置する。

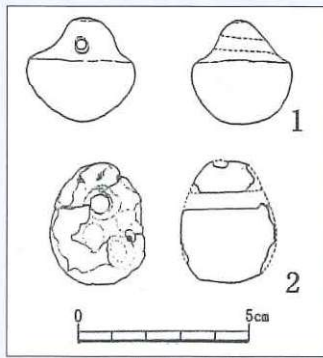


図3 子ノ神遺跡出土の錘球

本遺跡も学校建設に伴う事前発掘調査であり、現在は厚木市立戸室小学校である。縄文時代から中近世に至る複合遺跡であり、弥生時代中

期から平安時代までの二〇〇棟を超える住居址が確認された。そのほとんどの住居址が弥生時代後期から古墳時代前期であり、弥生時代から古墳時代の過渡期の集落遺跡である。

その中の古墳時代前期に属する一四号址と二二号址から、図3に示す特異な形状の土製品が出土した。調査報告書（子ノ神遺跡調査団一九七八）では、この遺物を「錘球」と報告している。錘球（錘重・下げ振りとも呼ばれる）とは、現在でも使用されている測量具の一つであり、高い地上の一点から糸で吊るして地表面に垂直点を定める。また、垂線を示すために使用される。

筆者は、同様な形状の土製品を錘球ではなく、秤の錘かその模倣品ではないかと推定した。しかしながら、すべての同様な土製品が秤の錘の関連遺物とは認定できないため、「錘状土製品」と呼称している。錘状土製品とした理由は、図3の1と同様な鈕を有する中国の銅製の錘の存在である。また図3の2のような横穿孔を有する土製品は、弥生時代、奈良時代、平安時代の棹秤の土製（土師質・須恵質）・石製の錘と同様な形状であることによる。

筆者が錘状土製品とする錘球1は、球の上部を細く絞り、頂部は、鈕状に成形し、紐通し孔を開ける。焼成は良く、固く締まる。器面も磨かれ、緻密である。寸法・重さは、高さ三〇mm×最大幅三〇mm×孔径四mm×重さ二〇gである。錘球2は、楕円柱状で角は丸まる。上部に横穿孔の紐通し孔を持つ。焼成は甘く、脆い。寸法・重さは、高さ三五mm×最大幅二八mm×孔径四mm×重さ二〇gである。なお、子ノ神遺跡では、他に二点の錘球とされる土製品が報告されているが、筆者の錘状土製品の認定条件には該当しないため除いている。

(2) 錘状土製品の集成

筆者は、錘状土製品とする同種の土製品がどの地域に、どの程度の頻度で分布するかを把握するため、東海地方から関東地方までの発掘調査報告書を悉皆調査し、錘状土製品の集成をした。集成対象は、棹秤の錘において、機能上必要とする紐通し孔を有している鈕か、上部に横穿孔がある土製品である。縦穿孔の土製品は対象としない。それは、縦穿孔の土製品は、首飾りや漁労用の錘の可能性が大きいことによる。

その結果、東海地方から南関東地方（神奈川県・東京都・千葉県）までを中心に、同様な土製品約八〇点を抽出した。そのうち七〇点が南関東地方から出土し、特に千葉県に集中する。これらの遺物は弥生時代後期から古墳時代前期に属し、秤の錘か模倣品とすべき遺物が多く含まれる。神奈川県は、子ノ神遺跡の二点を含め、九点が確認された（葉山二〇一八）。北関東地方でも、若干の同様な土製品が確認できたが、その密度は低く、錘状土製品の中心域ではない。

(3) 日本列島における秤の出現

筆者が錘状土製品を、秤の錘かその模倣品と主張するのであれば、弥生時代に秤が存在しなければならぬ。それでは、秤は日本列島でいつ頃から存在したであろうか。そもそも弥生時代や古墳時代に秤が存在したなどとは、誰も想像が及ばなかった。

ところが、二〇一二年、森本晋によって弥生時代の天秤と一体である石製の分銅の存在が証明された。大阪府亀井遺跡出土の「一個の「磨石」（食料などを擦りつぶしたり、砕いたりする石器）が、分銅のセットであることを明らかにした（森本二〇一二）。これ以降、次々と弥生時代の分銅が発見されており、最近では、福岡県須玖遺跡群の青銅器生産遺跡において、九点の権（錘）の発見が新

聞を賑わせた。

しかし、棹秤については、弥生時代に存在したことはあまり認知されていない。それは棹秤が天秤よりも構造的に進化しており、棹秤の錘と認定する決定的な根拠に欠けることによる。とはいえ、筆者は、棹秤も天秤と同時期に日本列島に渡来したと考えている。それは、棹秤用として確実な石製・土製の錘が鳥取県青谷上寺地遺跡、佐賀県吉野ヶ里遺跡、福岡県比恵遺跡などで確認されているからである。さらに筆者が錘状土製品とする遺物のうち錘の可能性が高い遺物が、京都府古殿遺跡、愛知県朝日遺跡、同八王子遺跡、静岡県鳥居松遺跡などから出土している。

(4) 錘状土製品の性格

南関東地方で出土する、鈕や横穿孔を有する錘状土製品は、先に示した弥生時代の確実なあるいは可能性が高い棹秤の錘とした遺物とは、様相を異にする。それは、小振りで軽量である点である。例えば子ノ神遺跡の錘状土製品二点は約二〇グラムである。この重さでは、実用性にやや問題を残す。南関東地方出土の錘状土製品全点の重さは把握できていないが、大きさから、子ノ神遺跡の重さとは大きく変わらないであろう。

すると、南関東地方の錘状土製品は棹秤の錘そのものではなく、棹秤用の錘の模倣品の可能性が高くなる。模倣品の製作は、考古学の遺物によく見られる。憧れの器材や祭祀用品の実物が入手できないため、その代替品として土製品や石製品で模倣するのである。例えば、土製勾玉、土製鏡、土製管玉、銅鐸形土製品などである。筆者は、錘状土製品はこのような脈絡のもとで製作されたものと推測している。

(5) 錘状土製品の由来

それでは、筆者が錘状土製品とする南関東地方そして子ノ神遺跡の遺物は、どこを直接的な由

来地とするのであろうか。そのヒントとなる考古学上の成果がある。一九六〇年代以降の発掘調査の大規模化と増加により、弥生時代後期から古墳時代前期の研究は大きく前進した。弥生時代後期以降の南関東地方は、東海地方の影響を強く受けている。それは東海地方の各地から海路で多くの人々が何度ともなく移動してきた結果であり、その移動者は、祭祀・墓制・各種の器物をもたらし、さらに東海地方を介して、畿内や北陸地方の文化も持ち込んできたと判明した。

子ノ神遺跡に焦点を当てれば、全国的にも類例が少ない「家形土器」(子ノ神遺跡調査団一九九〇)・厚木市指定有形文化財)が出土している。(図4) この家形土器は、浜松市の鳥居松遺跡からも出土している(浜松市博物館二〇〇二)。また同遺跡から図3・1に近似する土製品も出土している(浜松市博物館編一九九七)。

つまり、棹秤は弥生時代後期の段階には、東海地方の浜松市近辺まで到達し、その地域から厚木市域に移住してきた人々が、故地の器財を真似て家形土器を製作し、また、棹秤の錘を模倣して製作したと推量できるのではなからうか。



図4 子ノ神遺跡出土の家型土器

おわりに

本号では、古代の秤について考古学資料に基づき、厚木市域を中心にまとめた。しかしながら、厚木市

域の古代の秤の確実な例は二点と少なく、神奈川県古代の秤の錘についてもふれながら紹介した。

また子ノ神遺跡出土の特異な形状の土製品を秤の錘の関連遺物と考え、子ノ神遺跡出土の家形土器にふれながら、同様な土製品が出土する東海地方と厚木市との関係述べた。

また秤の研究は十分進んでいない。その中で神奈川県出土の秤の錘は、全国的にも注目されるべきものである。今後の秤の研究の進展に期待したい。

〈引用・参考文献〉

子ノ神遺跡調査団 『子ノ神』厚木市教育委員会 一九七八

子ノ神遺跡調査団 『子ノ神(Ⅲ)』厚木市教育委員会 一九九〇

温水高坪遺跡調査団 『温水高坪遺跡群』 一九九六

浜松市博物館編 『鳥居松遺跡』(財)浜松市文化協会 一九九七

浜松市博物館 『鳥居松遺跡—3次調査—』 (財)浜松市文化協会 二〇〇二

葉山茂英 「弥生時代後期から古墳時代前期の『錘状土製品』—南関東地方を中心に—」『海と考古学』第11号 海交史研究会 二〇一八

葉山茂英 「鉄のおもりと刃の普及—神奈川県出土の古代・中世の権衡遺物から—」『東海史学』第53号 東海大学史学会 二〇一九

本郷遺跡調査団 『海老名本郷遺跡(V)』 富士ゼロックス株式会社 一九八八

峯ヶ谷戸遺跡発掘調査団 『峯ヶ谷戸遺跡発掘調査報告書』 厚木市教育委員会 一九九五

森本 晋 「弥生時代の分銅」『考古学研究』 第59巻第3号 考古学研究会 二〇二二

厚木市史たより 第27号

令和四年(二〇二二)一〇月一日発行

編集 厚木市教育委員会文化財保護課

発行 厚木市

住所 神奈川県厚木市中町三十一-71-17

電話 〇四六・二二五・二〇六〇

FAX 〇四六・二二三・〇〇八六

〔厚木市史たより〕は厚木市ホームページにも掲載しております。